

# 平成 30 年度 山北町子ども・子育て会議（第 2 回） 会議録

---

日 時：平成 31 年 3 月 19 日（火）10:00 ～ 11:15

場 所：山北町役場 4 階 401 会議室

参加者：【委員】

小西委員、高橋(あ)委員、石川委員、高橋(純)委員、吉尾委員、瀬戸委員、  
清水委員、府川委員、今村(敏)委員

[欠席] 野地委員、今村(英)委員、加藤委員、八木委員、二宮委員

【事務局】

福祉課 湯川・池谷・磯崎、学校教育課 大越、保険健康課 小林

配付資料：次第・委員名簿

子ども・子育てに関するアンケート調査結果について【別冊資料】

幼児教育無償化について【資料 1】

今後のスケジュールについて【資料 2】

参考資料

- ・子ども・子育て支援法（抜粋）
  - ・教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の整備の基本指針（抜粋）
  - ・子育て支援事業の見直しについて（紙おむつ支給事業・出産祝金支給事業）
- 

## 1. 開会（事務局）

委員の過半数の出席を確認したので、今回の会議の成立要件を満たした。

## 2. あいさつ（小西会長）

## 3. 議題

### 議題（1）子ども・子育てに関するアンケート調査結果について【別冊資料】

《事務局》

アンケート調査の実施については、委員の皆様には沢山のご意見をいただき、よりよいアンケート調査が実施できたことに、この場を借りて感謝申し上げます。

実際には、今回のアンケート調査の結果だけではなく、人口推計等を加味し、今後、子ども・子育て会議で委員の皆様のご意見をいただきながら、次年度に具体の計画策定の作業に入っていくこととなる。

この場で、この調査結果をもとに議論するのは難しいかと思うので、前回の調査結果をいくつかピックアップして比較する形で今回の調査結果の概要をお伝えしたい。なお、調査結果の冊子は、前半は就学前児童のいる世帯、P47 以降は就学児童のいる世帯の回答である。

P12「保護者の就労状況」の間では、母親がフルタイム・パートタイム合わせて 62%となっており、前回の 50.5%から増加し、母親の就労傾向が高まっている。

P13「就労している保護者の就労状況」の間では、母親の帰宅時刻を 19 時台以降としている回答が 19.8%ある。現在、町内の保育園・認定こども園の開所時間は 18 時 30 分まで、放課後児童クラブの開所時間が 19 時までとなっており、検討材料となると思われる。

P15「定期的な教育・保育事業の利用状況」の間では、67.6%が利用と回答しており、前

回の 65.2%を上回っている。

同じく P15「平日、年間を通し定期的に利用している教育・保育事業」の間では、前回に比べ、幼稚園の一時預かり保育が著しく減少しているが、これは、一時預かりのニーズの減少ではなく、むしろ、保育に欠けない子（保護者が就労していない）よりも保育に欠ける子（保護者が就労している）が増加してきていることを表している。

P16「教育・保育事業の利用状況・利用希望」の間では、7時台・19時台の希望が前回に比べ増加しており、この点からも各施設の開所時間の検討材料となると思われる。

P24「月に1～2回利用したい理由【土曜・日曜日・祝日】」の間では、月に数回仕事が入るといった回答が増加していることは勿論のこと、親族の介護という回答も増加傾向にあり、世相を反映している。

P33「希望する放課後の過ごし方」の間では、放課後児童クラブという回答が、1～3年生が27.0%から45.5%に、4～6年生が16.2%から36.4%にと、いずれも倍近く増加しており、学童保育のニーズが高まっている。

これらのほか、就学前児童のいる世帯、就学児のいる世帯それぞれに自由記述式の回答がある。少数の回答ではあるが具体的な指摘もあるので併せて参照されたい。

《議長》

議題（1）についてご質問やご意見があれば伺いたい。

《委員》

P13の母親の帰宅時刻は、就労時間と通勤時間を合わせたものであるのか確認したい。

《事務局》

設問では帰宅時刻としているので、例えば仕事を終え、買い物をしてからの帰宅時刻を回答している方も含まれている。その点も踏まえて各施設の開所時間について今後検討していただくこととなる。

《委員》

保育園・認定こども園の開所時間と幼稚園の延長保育の利用時間を確認したい。

《委員》

保育認定子どもについては、7時30分～18時30分、教育認定子どもについては9時～14時が園としての開所時間となっている。教育認定子どもの延長保育については、8時40分から9時までの間と14時から16時までの間となっている。

《委員》

以前、ファミリーサポートの利用として、岸幼稚園の延長保育が終わった後、やまきたこども園で一時保育を利用するため、子どもを送り届けるという事例があった。1か所で完結できなければサービスの形態に欠陥があるのではないか。一時保育には送迎サービスが含まれないのか。

《委員》

一時保育に送迎サービスは含まれていない。

《事務局》

各事業の成り立ちを説明させていただくと、教育認定子どもの延長保育は、保育に欠けない子、つまりは保護者が日中就労していない家庭の子どもの対象としている。しかし、日中就労していなくとも、何らかの都合で14時の降園時間後も子どもを預かって欲しいケースの中にはあるので、そういった方向けのサービスとなっている。

一方、一時保育については、認定こども園特有の事業で本来の意味では在園児は対象としていない。日常的に保育に欠ける子は園に在籍しているし、保育に欠けない子は前述の延長保育があるので、在園児はそれらでカバーできているという考え方に立っている。延長保育の時間を超えてなお保育が必要ということであれば、保護者の都合によるところであるので、一時保育のルールで対応していくこととなる。

《委員》

了解した。

《委員》

学童保育では、閉所時間である19時を過ぎて迎えにくるという方がおり、常態化している。先ほどの調査結果でも19時台以降の利用希望があるとすると、今後、学童保育の開所時間が拡充する可能性があるのか。その場合、支援員の勤務形態の調整も必要になってくる。

《事務局》

可能性はあるが、計画内容も含めて今後どうしていくかは、調査結果を検討材料に、委員の皆様で議論・審議して頂くこととなる。

《委員》

女性が社会進出していくうえで、18時、19時台に保育サービスが使えるか否かというのは大きな壁ではなかろうか。

《委員》

P62「希望する放課後の過ごし方」を見ると、放課後の過ごし方として自宅としている回答が一番多くなっている。これは自宅で子どもが一人で過ごすということか。

《事務局》

放課後児童クラブは別名、学童保育と言い、日中、保護者が就労等で子どもが学校を終えて帰宅しても一人となるケースを想定して行っている事業である。例えば、祖父・祖母、きょうだいなどが自宅に居るから、放課後児童クラブの利用はしないという保護者の回答も、中には含まれている。

《委員》

もし、子どもが不本意ながらも一人だけで自宅で過ごしているとなると、子どもの育ちという観点でどうかと思う。

《委員》

同じ設問で、習い事という回答も比較的多く出ている。毎日はずがに習い事もないと思うので、習い事がない日くらいは自宅で静かに過ごす、という子どものストレスの発散の意味もあるかもしれないので、調査結果だけ見て判断できない部分もあるかもしれない。

《委員》

平成 27 年・平成 28 年に社会教育委員が放課後の子どもの居場所づくりを題材に調査を行っているが、自宅でゲーム等をして過ごし、他の子どもとの交流が非常に少ないことが分かった。

《委員》

同じ設問で、児童館と回答している方が極めて少ない。子どもたちや地域の交流の場として、ある資源を見直し、活性化させることも有効ではなかろうか。

《議長》

具体的な策定作業は今後ということなので、他に意見等なければ議題 1 についてはここまでとしたいがよろしいか。

《委員全員》

了承。

## **議題（2）幼児教育無償化について【資料 1】**

《事務局》

各メディアで報じられており、既にご存知の方も居られるかと思うが、子ども・子育て会議委員という立場上、必要かと思うので情報提供させていただく。今年の 10 月 1 日から消費税が 10%に引き上げられることに伴い、3 歳～5 歳の子どもの保育料が無償化される見通しである。ただし、国は食材料費を無償とすることは想定しておらず、この制度に準じれば給食費は徴収していくこととなる。給食費部分については、最終的に市町村に判断が委ねられるが、今後、町として徴収するか否かについては未定である。

0～2 歳児については、低所得世帯等に限り無償とする。低所得世帯に対する保育料減免は現時点で町でも実施しているが、その他の世帯については、家庭保育が基本という児童福祉法の理念があるので、低年齢児に対する保育はあくまで保育サービスであって、保育料が発生するという整理になっていると思われる。

また、都市部で顕著なのが、認可施設に入所できないので代替として幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用しているケースがあるが、この場合も、前述の無償化の対象となる見込みである。

《議長》

議題（1）についてご質問やご意見があれば伺いたい。

《委員》

子育て支援センター利用者の中には、就労のタイミングを図って保育園を使うか悩んでいる方もいる。無償化の話はどの程度周知してもよいのか。

《事務局》

政権交代がない限り無償化は実現し続いていくものと思われるが、国会で審議中であるので決定事項ではないことにご留意いただきたい。

《委員》

こういった情報はどのように得るのか。

《事務局》

今回用いた資料は国が一般説明向けに作成したものである。この程度の内容であれば国のホームページにも掲載されているし、インターネット検索でも「無償化」でいくつも情報が得られると思う。

《委員》

町として無償化の周知をする意向はあるか。

《事務局》

国の制度であり、全国の市町村が一律に従う制度であるので、山北町として特段制度の周知をする予定はない。

### **議題（3）今後のスケジュール【資料2】**

《事務局》

これまでも説明したとおり、来年度は具体的な計画の策定作業に入ることとなる。今年度よりも密度の濃いスケジュールとなっており、会議は3回程度を見込んでいる。また、民意を反映させるため、パブリックコメントも実施する予定である。

現任委員の任期は今年度をもって終了となる。委員の中には、所属する団体により、いわゆる当て職で委員になられている方もいられる。年度が変わり代表者が変わるといった方については、適切に引き継ぎを行っていただくようお願いする。また、町民委員の方にはついては、今後、再任の意向を確認させていただくのでよろしくお願いしたい。

#### 4. その他

##### ○子育て支援事業の見直しについて

《事務局》

町では、子育て支援事業として「紙おむつ支給事業」「出産祝金支給事業」を実施している。今般、これらの事業内容を見直し、来年度からは参考資料のとおり実施するのでお知らせする。なお、見直しにあたっては、以前行った子育て当事者向けのアンケートや意見聴取した内容を参考にしている。

#### 5. 閉会

以 上

11:15 終了